

# 社殿建設

当社の記録によると明治二十八年に拝殿、幣殿を改築するために、両本殿を後方へ移設し、拝殿を鶴崎神社と八幡神社の両方を兼ねる双殿造りの形式に規模を拡大し、八幡神社の幣殿を新たに建設し、更に貴賓室、神職控え室、神饌所、社務所を建設したと記されている。この社殿建設工事はかなり大規模な工事であった事が窺える。

拝殿等の社殿を建設してから百数十年、地盤沈下や老朽化により、柱の傾斜や屋根の雨漏りが顕著となり、この度の改築に至った。

社殿建設にあたっては、江戸期に築造された石段や石垣の風致を残すと共に、地盤沈下や参拝者の混雑を解消するために、地山の堅い地盤がある後方に建設する事とし、それに伴い両本殿も後方に段差をつけ結界を作り、移設する事とした。

社殿の様式は従来の双殿造りを踏襲したが、神社建築の基本である左右対称形式をとり、銅板葺きの大屋根には景観を考慮して千鳥破風を一对備え、社殿内に神饌所、受付室、神務室、神具庫等を取り込み、祝詞殿を一对追加した。また、拝殿内に車椅子で乗り入れできるように、スロープも完備した。

建築様式は木造一層建て双殿造り。平入り、

幣拝殿銅板葺き入母屋造り。向拝大唐破風、正面千鳥破風付き。

## 鶴崎神社社殿建設趣意書

当社は貞和六年（一三五〇）二月二十一日に吉備津神社から吉備津彦命荒魂を勧請したのが創祀とされ、その後元中元年（一二八四）それまで屏風島の小社であった八幡神社を再建し、現在の双殿造りの形式となり御崎宮と称されました。

一方、早島町出身の鉾山師安原備中守や早島領主戸川安尤等の崇敬が篤く早島、豊洲、帯江の総氏神様として氏子からも広く崇敬されて来ました。

享保十一年（一七二六）神祇官領から神階正一位を賜り、明治四年には郷社に列格し、本殿の大きさや造りからも近郷希な格式と規模を誇っています。

本殿を始めとする社殿を保存するため今まで幾度かの改築を行って参りました。近年では明治二十七年に現在の幣殿、拝殿等を改築したのが最後で、その後の修理にも拘わらず最近特に拝殿の傷みが激しく、内部の柱は全て傾斜し、屋根瓦は全体にズレが生じ雨漏りも発生し、軒口の瓦の落下も始まっており、このまま放置すると参拝者に危険を及ぼしか

ねない状況です。

神社では総代会を開催し、対策を協議したところ、拝殿の老朽化は全体に進み、最早修理は不可能で、改築を行うとの結論に達したため、平成十六年四月には「社殿改築準備委員会」を設置し、情報収集、改築の規模、方法等を協議しました。

平成十七年十一月二十三日には「社殿建築委員会」が設置され、本格的な改築に向けての協議を進めて参りました結果、次の通り社殿を改築する事と致しました。

神社と致しましても、神職、総代一丸となつてこの事業に取り組んでおり、氏子の皆様のご負担をなるべく軽減致したく、今日まで経費節減を心掛け社殿改築準備資金を蓄えて参りましたが、何分にも一二年振りの大事業でございますので、氏子崇敬者の皆様方お一人お一人のご協力なくしては到底不可能の事と存じます。

氏子の皆様におかれましては、六五〇年に亘る当社の歴史と伝統を後世に残すべく事情をお汲み取り賜りまして何卒絶大なるご奉賛とご援助を賜りますようお願い申し上げます。

鶴崎神社社殿建設委員会

## 事業計画並びに経費

一、社殿建設総工費 二億四、〇〇〇万円

### 【収入】

- 一、氏子募金依頼額 一億六、二〇〇万円
- （二、七〇〇戸 一世帯六万円）
- 二、篤志者募金依頼額 八〇〇万円
- 三、社殿改築準備資金 七、〇〇〇万円

### 【支出】

- 一、社殿建設費 一億八、四〇〇万円
- 二、本殿移設工事費 二、三〇〇万円
- 三、付帯工事費 一、六〇〇万円
- 四、諸経費 一、七〇〇万円

- ◆請負業者 有限会社井上社寺工業
- ◆工期 平成十九年三月～平成二十一年五月

## 奉納金に対する待遇

- 一、六万円以上ご奉納の方
  - (1)石碑に金額、氏名を刻します。
  - (2)竣工記念品を贈呈致します。
  - (金額に応じて文字の大きさを変更します。)
- 二、五〇万円以上ご奉納の方
  - (1)石柱にお二人の金額、氏名を刻します。
  - (2)竣工奉祝祭にご案内致します。
  - (3)竣工記念品を贈呈致します。
- 三、一〇〇万円以上ご奉納の方
  - (1)石柱にお一人の金額、氏名を刻します。
  - (2)竣工奉祝祭にご案内致します。
  - (3)竣工記念品を贈呈致します。

※この事業に賛同し、浄財を奉納された方は、奉納者名簿に記載し永久に保存します。

## 社殿建設委員会

委員長	総代長	安原 昇
副委員長	副総代長	藤原 道明
常任委員	宮 司	太田 浩司
常任委員	総 代	小郷 正廣
常任委員	総 代	眞鍋 秀夫
常任委員	総 代	永原 耕吉
常任委員	総 代	小橋 健太郎
常任委員	総 代	湯浅 純二
常任委員	総 代	溝手 昇司
委員	総 代	安原 益重
委員	総 代	渡辺 正明
委員	総 代	綱島 全
委員	総 代	今田 寛
委員	総 代	小野 玲一
委員	総 代	大崎 靖信
委員	総 代	蜂谷 基正
委員	総 代	渡邊 武志
委員	総 代	澤田 和之
委員	総 代	渡辺 旭
委員	総 代	竹内 寿
委員	総 代	清田 銀造
委員	総 代	西野 一夫
委員	総 代	栗坂 一男
顧問	顧問	佐藤 啓市
追加委員	総 代	船越 猛
追加委員	総 代	澤田 光正

## 鶴崎神社社殿建設委員会規程

- 第一条 この規程は鶴崎神社社殿建設委員会（以下「本委員会」という。）を設置することとを定めたものである。
  - 第二条 本委員会は、鶴崎神社が行う社殿建設に関する事項について、その円滑な推進を図ることを目的とする。
  - 第三条 本委員会は、委員長一人、副委員長一人及びその他の委員を以て組織する。
    - 2 本委員会の委員は次の者を以て充てる。
      - 一、鶴崎神社責任役員及び総代の職にある者二十二名。
      - 二、鶴崎神社顧問の職にある者。
    - 3 本委員会に、常任委員会を置く。
    - 4 委員の任期は、その職にある者についてはその職の任期とする。
  - 第四条 本委員会の正副委員長及び常任委員は前条各委員で構成された委員会において選出する。
  - 第五条 委員長は、会議を招集し、会務を総括しその議長となる。
    - 2 副委員長は、委員長を扶けて事務を掌理し、委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代理する。
  - 第六条 本委員会は、鶴崎神社社殿建設の目的を達成したとき解散する。
- 附 則
- この規程は総代会の議を経て平成十七年十一月二十三日から施行する。